

## 第2問

日本に在住するフィリピン国籍のXは、フィリピン国および日本の医師免許を有しないにもかかわらず、自己のアパートにおいて衛生面における設備を設けないまま、いわゆる美容整形手術を行っていた。Aは東京都八王子市内のパブ「チューティリティ」で働いていたホステスであるところ、同僚であるウィル、キャン、メイがXから豊胸手術および降鼻手術を受けたことを聞き、Xの存在を知るに及んだ。また、ウィル、キャン、メイの手術は問題なく行われており、3人とも施術に対して満足していた。

Aは、自らもきれいになりたいという願望、および自らの商売上の必要性からXの美容整形手術を受けることを決め、診察の際にXが医師免許を有しないことをX本人から聞いていたが、手術費用が格安だったことや、同僚に対する手術が問題なく行われていたことなどからXに対して豊胸手術および降鼻手術を依頼した。

平成21年4月16日、Xは、Aの承諾に基づき、豊胸手術および降鼻手術を行うため、Aの鼻部と左右乳房付近に麻酔薬を注射し、メス等で鼻部および左右乳房下部を切開し、各部位にシリコンを注入した。その結果、手術侵襲および麻酔薬注入に基づくアレルギー反応によりAをショック死させた。

Xの罪責を述べよ。